

独立行政法人勤労者退職金共済機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔役員報酬のうち勤勉手当については、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績の実績に関する評価を参考とし、職務実績の評価等を考慮し、増額又は減額することを可能としているが、平成21年度の評価結果等を勘案した結果、増減措置は講じていない。〕

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	人事院勧告を踏まえ、①給与について0.3%引下げ、②賞与の支給率を期末・勤勉手当併せて0.15月引下げ
理事	人事院勧告を踏まえ、①給与について0.3%引下げ、②賞与の支給率を期末・勤勉手当併せて0.15月引下げ
理事(非常勤)	該当者なし
監事	人事院勧告を踏まえ、①給与について0.3%引下げ、②賞与の支給率を期末・勤勉手当併せて0.15月引下げ
監事(非常勤)	人事院勧告を踏まえ、給与について0.4%引下げ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
A法人の長	15,601	9,112	4,866	1,457 (特別調整手当) 165 (通勤手当)		12月31日	
B法人の長	3,374	2,811	0	449 (特別調整手当) 113 (通勤手当)	1月1日		
A理事	15,999	10,372	3,852	1,659 (特別調整手当) 115 (通勤手当)			*
B理事	14,410	9,328	3,464	1,492 (特別調整手当) 125 (通勤手当)			
C理事	14,294	9,328	3,190	1,492 (特別調整手当) 283 (通勤手当)			
D理事	13,519	9,328	2,422	1,492 (特別調整手当) 275 (通勤手当)			※

A監事	千円 13,275	千円 8,440	千円 3,382	千円 1,350 (特別調整手当) 103 (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 2,876	千円 2,876	千円 0	千円 0 (特別調整手当) (通勤手当)			

注1:「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役支給されるものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の前職の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
A理事	千円 1,946	年 1	月 6	21.12.31	1.0	業績勘案率は独立行政法人評価委員会の決定による	*
B理事	千円 3,890	年 3	月 4	21.12.31	1.0	業績勘案率は独立行政法人評価委員会の決定による	*
C理事	千円 3,014	年 2	月 7	21.12.31	1.0	業績勘案率は独立行政法人評価委員会の決定による	*
D理事	千円 1,750	年 1	月 6	21.12.31	1.0	業績勘案率は独立行政法人評価委員会の決定による	*
理事 (非常勤)						該当者なし	
監事	千円 2,118	年 2	月	21.9.30	1.0	業績勘案率は独立行政法人評価委員会の決定による	※
監事 (非常勤)						該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」等を踏まえ、平成18年度以降5年間5%以上を基本として削減する中期目標、中期計画を達成するため、職員の適正な定員管理を行うとともに、社会一般の情勢等を踏まえ、適正な給与水準の維持に努め、平成22年度は平成17年度を基準として5%以上の削減を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準等を考慮して定めている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人事評価制度により、その評価結果を反映させるように定めている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	勤勉手当の額は、職員の勤務成績に応じ、100分の10の範囲内で増額又は減額することができる仕組みとしている。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告を踏まえた給与改定を実施

① 給与について平均0.1%の引下げ

② 55歳を超える副参事以上の職員について、俸給及び職務手当等の支給額を1.5%減額

③ 賞与の支給率を期末・勤勉手当併せて0.2月引下げ

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 207	歳 42.3	千円 7,242	千円 5,455	千円 215	千円 1,787
事務・技術	人 207	歳 42.3	千円 7,242	千円 5,455	千円 215	千円 1,787
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

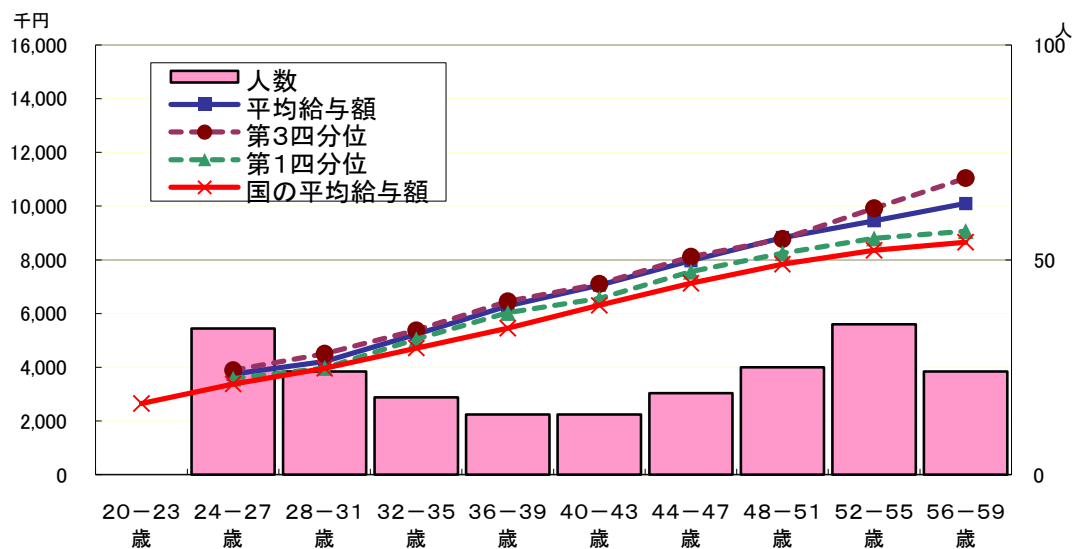
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	62.4	3,800	3,800	240	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	62.4	3,800	3,800	240	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:医療職種、教育職種については、該当がないことから記載を省略しております。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:「20-23歳」の年齢層については、該当者が4人以下のため、「第1四分位」及び「第3四分位」の表示は記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
本部 部長	15	56.4	10,694	11,359	11,154	11,359	11,359
本部 課長	32	53.1	9,515	9,916	9,710	9,916	9,916
本部 課長代理	51	50.6	8,119	8,759	8,363	8,759	8,759
本部 係長	52	38.7	5,366	6,912	6,188	6,912	6,912
本部 主任	3	40.5	-	-	6,016	-	-
本部 係員	54	27.6	3,647	4,036	3,894	4,036	4,036

注:人員が4人以下である場合は四分位の値が求められないため、「第1四分位」及び「第3四分位」の表示は記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	参事	副参事	主事	副主事	書記	書記補
標準的な職位		部長	課長	課長代理 ・係長・主任	主任	係員	係員
人員 (割合)	207 (100%)	15 (7.2%)	32 (15.5%)	86 (41.5%)	20 (9.7%)	24 (11.6%)	30 (14.5%)
年齢(最高 ～最低)		58～50	58～42	59～35	35～29	33～26	30～24
所定内給与 年額(最高 ～最低)		9,831～7,086	7,816～6,622	7,211～4,230	4,184～3,247	3,636～2,793	3,104～2,515
年間給与 額(最高 ～最低)		13,566～9,642	10,627～8,796	9,488～5,691	5,495～4,316	4,726～3,712	3,989～3,343

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.1	% 64.2	% 62.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.9	% 35.8	% 37.3
	最高～最低	% 46.2～34.3	% 43.0～22.1	% 44.6～29.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 67.7	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 32.3	% 34.0
	最高～最低	% 37.0～33.5	% 33.6～30.4	% 35.3～31.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

112.7

対他法人(事務・技術職員)

106.9

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

(参考)

対民間

88.5

(平成22年賃金構造基本統計調査保険業との比較)

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容										
<p>指数の状況</p>	<p>対国家公務員 112.7</p> <table border="1" data-bbox="651 263 1468 365"> <tr> <td data-bbox="651 263 815 365">参考</td> <td data-bbox="815 263 970 297">地域勘案</td> <td data-bbox="970 263 1468 297">98.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="815 297 970 331">学歴勘案</td> <td data-bbox="970 297 1468 331">112.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="815 331 1468 365">地域・学歴勘案</td> <td data-bbox="970 331 1468 365">100.3</td> </tr> </table>		参考	地域勘案	98.9		学歴勘案	112.7		地域・学歴勘案	100.3
参考	地域勘案	98.9									
	学歴勘案	112.7									
	地域・学歴勘案	100.3									
<p>国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p>	<p>● 年齢のみで比較した国家公務員の給与水準との比較(対国家公務員指数)は112.7となっているが、これは比較の対象となる国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当機構の職員は全員が東京都特別区の勤務であり、勤務地に応じて支給される手当(特別都市手当)の額が国家公務員に支給される手当(地域手当)の額の平均よりも高くなっていることによるものである。</p> <p>東京都特別区に勤務する国家公務員の給与水準と比較すると、地域勘案指数では98.9となっており、国家公務員の給与水準と同水準以下に抑えられている。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 地域・学歴を考慮すると、給与水準が国家公務員と同水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。 なお、ラスパイレス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考える。</p>										
<p>給与水準の適切性の検証</p>	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 1.6% (国からの財政支出額 8,989百万円、支出予算の総額 572,215百万円：平成22年度予算)</p> <p>【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、これまでも2%程度と低い水準であったが、平成22年度以降、国からの運営費交付金が予算措置されなくなったことにより、1.6%と更に低い水準となっている。 勤務地を考慮した地域勘案の対国家公務員指数も98.9に抑えられており、適正な給与水準となっている。</p> <p>【累積欠損額について】 (平成22年度決算) 累積欠損額 中小企業退職金共済事業205,709百万円 林業退職金共済事業1,409百万円</p> <p>【検証結果】 累積欠損金については、平成22年度も「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的な運用に努めたが、東日本大震災による景気の先行きを巡る不確実性の高まりにより、年度末時点における累積欠損額は増加することとなった。 しかしながら、資産運用は市場の動向に大きく左右されるものであり、給与水準の適切性に関する検証は単年度だけを捉えて行うものではなく、引き続き、中長期的観点から検証を行っていく必要がある。</p>										
<p>講ずる措置</p>	<p>当機構の職員の勤務地は全員東京都特別区であり、東京都特別区に勤務する国家公務員の給与水準との比較では98.9に抑えられており、適正な給与水準であると判断しているが、引き続き、人事院勧告に基づき給与水準の適正化を図るほか、地域勘案指数が100を下回るよう、以下の対応を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当(国家公務員の地域手当に相当)について、引き続き国家公務員の18%よりも低い水準に留めることとする。 <p>平成23年度に見込まれる対国家公務員指数(推計)は次の通りである。 年齢勘案:112程度 年齢+地域+学歴勘案:100以下</p> <p>将来的な給与水準是正の目標値を以下の通りとし、今後5年程度で達成することとした。 年齢勘案:110以下 年齢+地域+学歴勘案:100以下</p>										

	<p>(参考)</p> <p>○支出総額に占める給与、報酬等支出総額の割合0.45% 支出総額 455,508百万円、給与、報酬等支出総額 2,042百万円 支出総額に占める給与、報酬等支出総額の割合は極めて低い。</p> <p>○管理職の割合 22.71% 当機構は、中小企業退職金共済事業、建設業退職金共済事業、清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業の四共済事業が統合してきた経緯があり、それぞれの退職金制度の運営に当たっては専門性が必要であること。 また、人件費削減の観点から、退職者の補充としての新規採用を抑制していることから、職員全体に占める管理職の割合が高くなっているものである。</p> <p>○大卒以上の高学歴者の割合 59.42% 新規採用者が大卒者以上であるため、結果として高学歴者の占める割合が高くなっている。</p>
--	--

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減	
			千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,851,698	1,879,505	△ 27,807	(△ 1.5)	△ 110,554	(△ 5.6)
退職手当支給額 (B)	69,201	360,246	△ 291,044	(△ 80.8)	△ 331,517	(△ 82.7)
非常勤役職員等給与 (C)	202,366	221,089	△ 18,722	(△ 8.5)	△ 31,630	(△ 13.5)
福利厚生費 (D)	321,721	323,449	△ 1,727	(△ 0.5)	△ 15,104	(△ 4.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	2,444,988	2,784,290	△ 339,301	(△ 12.2)	△ 488,807	(△ 16.7)

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」、対前年度比 **△1.5%**
主に人事院勧告を踏まえた俸給等の引下げによる
- ・「最広義人件費」対前年度比 **△12.2%**
上記に加え、21年度と比べ退職者数が減少し退職手当支給額が大幅に減少したこと、嘱託職員等の退職者が発生し、補充を行わなかったこと等による
- ・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況
 - ①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項
「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。
 - ②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、平成17年度を基準として5%以上の人件費削減を行う。
 - ③人件費削減の取組の進ちょく状況

総人件費について参考となる事項

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,148,430	2,081,082	2,018,865	1,962,252	1,879,505	1,851,698
人件費削減率 (%)		△3.1	△ 5.9	△ 8.7	△ 12.5	△ 13.8
人件費削減率(補正值) (%)		△3.1	△ 6.6	△ 9.4	△ 10.8	△ 10.6

注：「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分(平成18年度 0%、平成19年度 0.7%、平成20年度 0%、平成21年度 △2.4%、平成22年度 △1.5%)を除いた削減率である。

【主務大臣の検証結果】

総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。

IV 法人が必要と認める事項

「特になし。」